

インターネット取引スタンダードコースにおける証拠金制度について

2021年9月21日
フジトミ証券株式会社

当社における証拠金制度と証拠金の定義は下記のとおりです。

【受入証拠金総額】

お客様からお預かりしている現金と充用有価証券に、差引損益金通算額(未だ現金に振替えられていない売買差金と売買手数料)と値洗損益金通算額(未だ決済されていない建玉に係る値洗差金)を加減した金額です。

※益金計算となった値洗損益金通算額(以下、値洗益金)も算入されます。

【当社委託者証拠金】

受託契約準則(以下「準則」)に規定する委託者証拠金で、(株)日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」)が算出する「取引証拠金維持額」以上で設定することとなっています。当社においては、以下の計算式により銘柄毎の証拠金を算出し、その合計額を「当社委託者証拠金」とします。

式： $(PSR(\text{注1}) \times \text{銘柄毎片建満玉枚数}(\text{注2})) + \text{納会月割増証拠金}$

但し、SPAN パラメータの内容によっては、PSR 以外の SPAN パラメータを使用して計算する場合があります。

(例：SPAN パラメータの「商品内スプレッド割増額」が PSR を上回る場合、PSR に代えて商品内スプレッド割増額を使用します。)

【納会月割増証拠金】

当社にて定めた証拠金です。

建玉が1番限月となった際に徴収する証拠金です。1番限月は相場変動リスクが高まるため、当社では JSCC が公表する「納会月割増額」以上に設定します。銘柄毎の1番限月建玉での片建満玉枚数で乗じて算出します。

【当社必要証拠金】

建玉をする上で必要な証拠金として、当社が定めた証拠金です。値洗損益金通算額が損計算になる等で「受入証拠金総額」が「当社必要証拠金」を下回る場合には、「受入証拠金総額」がこの「当社必要証拠金」を上回るまで追加の証拠金を差し入れて頂きます。当社においては、以下の計算式により算出された金額を銘柄毎の証拠金として設定し、その合計額を「当社必要証拠金」とします。

式： $((PSR \times \text{銘柄毎片建満玉枚数}) + \text{納会月割増証拠金}) \times \text{係数}(\text{注3})$

但し、SPAN パラメータの内容によっては、PSR 以外の SPAN パラメータを使用して計算する場

合があります。

(例: SPAN パラメータの「商品内スプレッド割増額」が PSR を上回る場合、PSR に代えて商品内スプレッド割増額を使用します。)

(注 1) 「PSR」…プライススキャンレンジの略称。JSCC において、SPAN により算出した銘柄毎の証拠金基本額。

(注 2) 「片建満玉枚数」…売建玉と買建玉を保有している場合、どちらか多い方の建玉枚数。通常は同銘柄全限月の売建玉枚数合計と買建玉枚数合計で算出する。納会月割増証拠金においては納会限月の建玉のみで算出する。

(注 3) 「係数」…相場状況により当社が定める数値。平常時は「1.0」とする。

■当社必要証拠金の預託(入金)時期について

新規建玉に係る当社必要証拠金は、当該注文時に預託(入金)されている必要があります。

■証拠金不足の発生について

受入証拠金の総額が当社必要証拠金を下回った際には、証拠金不足が生じる事になります。

証拠金不足は、値洗損益金通算額の悪化や JSCC による SPAN パラメータの見直し、納会月割増証拠金の発生、充用有価証券評価額の変更などにより発生します。

【証拠金不足の発生とその金額】

受入証拠金総額 < 当社必要証拠金 となった時に発生(帳入値段計算時)

証拠金不足額 = 当社必要証拠金 - 受入証拠金総額

■証拠金不足発生時のお客様の対応について

証拠金不足請求が発生した場合は、証拠金不足発生の日翌営業日午前 11 時まで、当社で着金確認ができるよう、証拠金不足額以上の入金を行ってください。

※ 証拠金不足については現金による振り込みのみとします。

※ 充用有価証券を差し入れている場合には、値洗損益金通算額と売買差損益金及び手数料の合計が現金預かり額を超えている場合に「現金不足額」が発生します。現金不足額については原則として充用有価証券をもって充てることが出来ず、その都度請求が発生しますが、東京商品取引所専用口座においては前述の証拠金不足以外については当分の間、充用有価証券をもって充てることが出来るものとします。

■証拠金不足発生時における当社の対応について

当社は、証拠金不足発生の日翌営業日 11 時まで、お客様から証拠金不足以上の入金を行っていただけなかった場合、保有するすべての建玉をお客様の計算のもと任意に強制決済できるものとします。

ご注意

証拠金不足発生翌営業日 11 時まで、証拠金不足発生時に保有していた全ての建玉をお客様自らが決済した場合やロスカットが発動して全ての建玉が決済された場合でも、証拠金不足の状態は解消しません。

証拠金不足への対応には、必ず、証拠金不足額以上の入金が必要です。

※ 当社が強制決済注文を発注した場合、別途強制決済手数料が発生いたします。強制決済手数料の金額については別途定めるものといたします。

■建玉可能額と出金可能額(現金)の計算

それぞれ下記のとおりです。

【預り証拠金余剰額】

式: 受入証拠金総額 - 当社必要証拠金

※ 預り証拠金余剰額の計算には値洗益金が算入されます。

【注文可能額】

式: 預り証拠金余剰額 - 注文中証拠金額 - 出金依頼中金額

※ 注文可能額の計算には値洗益金が算入されます。

【建玉可能額】

式: 投資可能資金額 + 通算差引損益金 - 当社必要証拠金 - 注文中証拠金

※ 通算差引損益金が益金の場合、建玉可能額の計算に算入されません。

※ 建玉可能額の計算には益金計算となった値洗損益通算額が算入されないため、注文可能額より金額が小さくなり、新規建玉が制限される場合があります。

【出金可能額(返還可能額)】

式: 預り証拠金余剰額 - 充用有価証券 - 注文中証拠金額 - 出金依頼中金額 - 値洗益金

※ 充用有価証券に相当する現金の出金はできません。

※ 出金可能額の計算には値洗益金は算入されません。

■値洗損益金通算額の益金計算の扱いについて

当社では、値洗損益金通算額が益金計算となった場合、受入証拠金総額、預り証拠金余剰額、注文可能額の計算に、当該益金(値洗益金)を含めます。ただし、出金可能額の計算には当該益金(値洗益金)を含めません。

■売買差損益金と手数料の振替について

当社では、売買によって発生したお客様の売買差損益金と手数料について、お預かりしている現

金の範囲内で毎営業日の帳入計算において自動的に振替を行います。

平成 23 年 3 月 1 日から改正
平成 23 年 4 月 1 日から改正
平成 23 年 5 月 1 日から改正
平成 23 年 11 月 1 日から改正
平成 25 年 4 月 1 日から改正
平成 25 年 5 月 30 日から改正
平成 26 年 3 月 31 日から改正
平成 29 年 6 月 8 日から改正
平成 29 年 9 月 1 日から改正
平成 30 年 10 月 1 日から改正
平成 31 年 4 月 25 日から改正
2019 年 7 月 1 日から改正
2020 年 7 月 27 日から改正
2020 年 10 月 1 日から改正
2020 年 12 月 1 日から改正
2021 年 4 月 1 日から改正
2021 年 8 月 1 日から改正
2021 年 9 月 21 日から改正